

実技試験のために改造や試作された自転車の事例

実技試験に使用する自転車は、「受験案内」、「受験者心得」に記載しているように市販のものに限ります。試験のために改造や試作された自転車を持参した場合は、受験できない、又は不合格となります。以下に、改造や試作された自転車に該当する事例を紹介します。

①ハブ軸長さ及び組付け仕様がJIS規格と異なる場合



JIS D 9301(一般用自転車)で突起物は、「おねじが締付け相手部分(ナット面など)から、ねじの外径以上に長く突き出してはならない。」と規定されています。

通常、ワッシャーを3枚使用することではなく、このハブの仕様及び組付け仕様は、改造や試作に該当します。

ハブ軸キャップの有無は審査対象ではありませんが、不適切と思われる部品仕様については不合格とします。

②前後でリム仕様が異なる場合



前輪がダブルウォールリムで、後輪がシングルウォールリムの仕様です。

本来は、前後共にダブルウォールと思われませんが、後輪の仮組のやり易さからシングルウォールに変更しています。

何度も後輪組立を行い、リムが変形し、同じリムが入手できない場合には、前後リムが似た形状の場合のみ認めています。

しかし、シングルウォールとダブルウォールでは、似た形状のリムとは認められません。